

議案第121号

さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

(さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程（平成13年さいたま市条例第256号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(審議会の運営) 第17条 [略] 2 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人とともに <u>署名するものとする</u> 。 3 [略]	(審議会の運営) 第17条 [略] 2 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人とともに <u>署名し、及び押印するものとする</u> 。 3 [略]

(さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程（平成17年さいたま市条例第119号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(審議会の運営) 第17条 [略] 2 [略] 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとに議事録を作成し、委員2人とともに <u>署名するものとする</u> 。 4 [略]	(審議会の運営) 第17条 [略] 2 [略] 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとに議事録を作成し、委員2人とともに <u>署名し、押印するものとする</u> 。 4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。